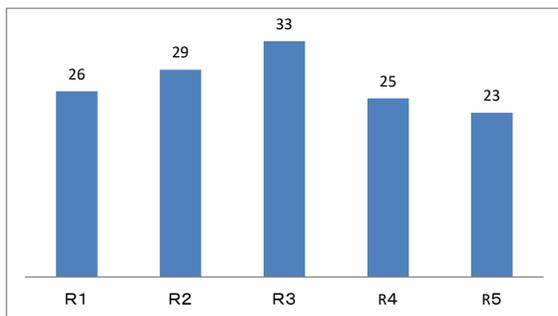


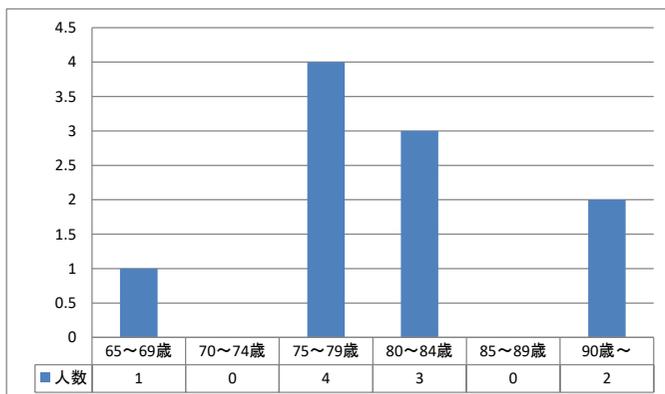
1 相談件数

令和5年度に通報等を受理した事例の総計。
警察からの通報が最多で10件。ケアマネジャーからの相談が4件という結果だった。
警察からは、高齢者虐待を疑うケースはすべて通報されるため毎年10件前後の通報がある。
ケアマネジャー等、高齢者に身近な専門職からの通報が少ない傾向にあり、令和4年度よりケアマネジャーと介護保健事業所職員向けの高齢者虐待防止研修会を実施している。



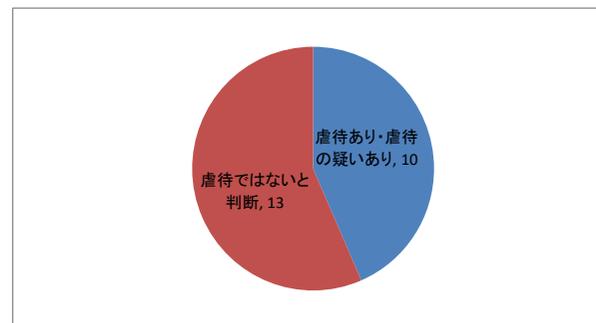
3 被虐待者の年齢

虐待を受けた者の年齢構成は以下のとおりである。
60、70歳代の若い世代も多いが、この世代の特徴は精神疾患や精神状態が不安定な配偶者や子からの暴言、暴力が多いことが挙げられる。被虐待者の支援と併せて虐待者へ集中的に関わる必要がある。
90歳以上では認知症への理解不足が原因で虐待が発生しているという結果だった。



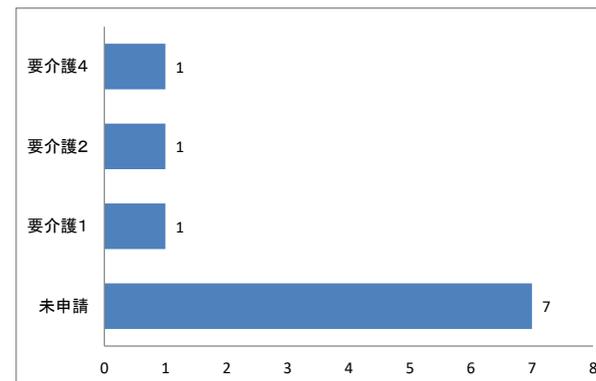
2 虐待の有無

年度内受理事例23件における虐待の判断内訳。
虐待ではないと判断された13件は、一時的な家族間での喧嘩が虐待と認識され通報された事例であった。



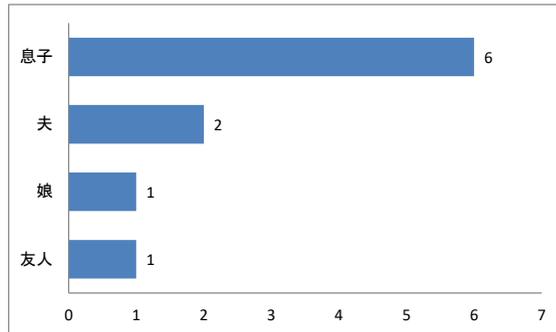
4 被虐待者の介護度

虐待を受けた者の介護度は以下のとおりである。
未申請が多いことが特徴として挙げられる。未申請の者の多くは60歳代、70歳代で被虐待者自身は元気だが、長年の家族の力関係が影響して虐待が発生しているケースが多い。



5 虐待者の内訳(続柄)

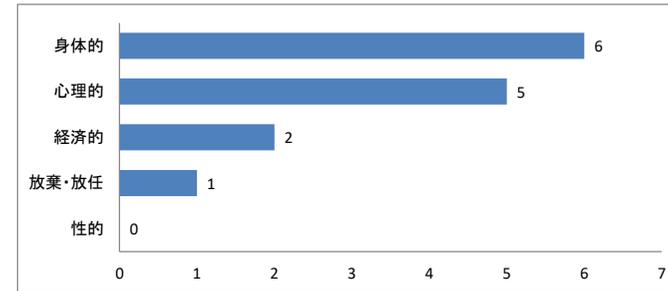
友人等、親族でない者からの虐待もあった。
近年、家族形態が変化し、血縁関係、婚姻関係にない者から虐待を受けるという状況も発生している。



6 虐待の種類(複数回答)

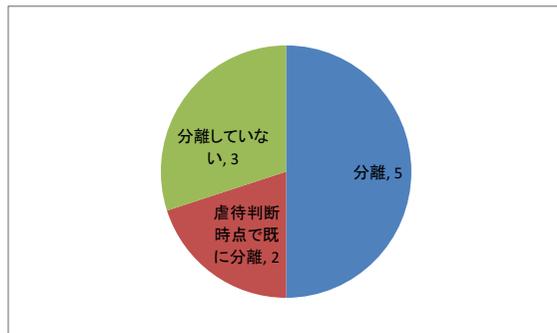
虐待有りまたは虐待が疑われる10件における虐待の種類と比較である。いくつかの虐待が重複して起きていることがわかる。

身体的虐待・・・叩く、蹴る等の体に危害を加えるもの。
 心理的虐待・・・暴言や罵る等の言葉による暴力等。
 放棄・放任・・・高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の家族等による虐待行為の放置等。
 経済的虐待・・・年金搾取や必要な金銭を渡さない等。
 性的虐待・・・高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。



7 虐待認定後の対応

令和5年度に対応した虐待事例における被虐待者10人のうち、分離した件数は7件、分離していない件数は3件であった。分離以外の対応とは、虐待者に対する助言指導、介護サービスを増やすためのケアプランの見直し等がある。いずれの場合も、担当ケアマネージャーに対し、包括支援センターが後方支援を担っている。



8 近年の傾向

長年の親子関係、夫婦関係の悪さから、虐待に発展したケースが多い。虐待者の中には、精神疾患や精神状態が不安定な者も多く、そのことが家族関係悪化につながり虐待に発展しているケースもある。

また、家族形態の変化から、親族以外の者から虐待を受けるケースも見られてきた。

令和5年度も、高齢者虐待防止研修会をオンラインで開催することができた。高齢者に身近なケアマネージャーや介護保険事業所職員に早期発見、対応の大切さについて伝える機会となった。今年度は、早期に虐待を発見した後の対応について学ぶ内容の研修会を開催予定である。